

豊川市総合体育館始め19体育施設

指定管理者公募要領

平成20年6月
豊川市教育委員会市民体育課

目 次

1	指定管理者制度導入及び公募の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
	豊川市総合体育館始め19体育施設について	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(別紙1)施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 23 ~ 29
3	指定管理者の指定期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	指定管理者の指定	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	協定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2
(1)	協定の締結	・ ・ ・ ・ ・ 2
(2)	協定の締結時期	・ ・ ・ ・ ・ 2
(3)	主な協定内容	・ ・ ・ ・ ・ 2
(4)	協定書解釈に疑義が生じた場合の措置	・ ・ ・ ・ ・ 2
6	管理の基準及び業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 2
(1)	管理の基準	・ ・ ・ ・ ・ 2
(2)	業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 3
(3)	変更の協議	・ ・ ・ ・ ・ 3
7	経費に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
(1)	基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 3
(2)	過去における収支状況	・ ・ ・ ・ ・ 4
(3)	利用料金制及び指定管理料について	・ ・ ・ ・ ・ 8
(4)	指定管理者の収入として見込まれるもの	・ ・ ・ ・ ・ 8
(5)	管理運営経費について	・ ・ ・ ・ ・ 9
(6)	減免について	・ ・ ・ ・ ・ 9
(7)	支払時期及び方法について	・ ・ ・ ・ 10
(8)	管理口座	・ ・ ・ ・ 10
8	応募資格	・ ・ ・ ・ 10
(1)	基本事項	・ ・ ・ ・ 10
(2)	グループ応募について	・ ・ ・ ・ 10
(3)	欠格事項	・ ・ ・ ・ 10
9	申請等手続きについて	・ ・ ・ ・ 12
(1)	スケジュール	・ ・ ・ ・ 12
(2)	公募要領等の配布	・ ・ ・ ・ 12
(3)	公募(現場)説明会	・ ・ ・ ・ 13
(4)	質問について	・ ・ ・ ・ 13
(5)	応募に係る提出書類等	・ ・ ・ ・ 15
(6)	応募にあたっての留意点	・ ・ ・ ・ 16
10	選定方法及び選定基準	・ ・ ・ ・ 18
(1)	選定方法	・ ・ ・ ・ 18
(2)	作業部会による審査	・ ・ ・ ・ 18
(3)	選定委員会の設置	・ ・ ・ ・ 18
(4)	選定基準並びに予定審査項目及び配点	・ ・ ・ ・ 18
(5)	選定のスケジュール	・ ・ ・ ・ 19
11	公募に係る公表について	・ ・ ・ ・ 20
(1)	応募受付中の公表	・ ・ ・ ・ 20
(2)	応募締切後の公表	・ ・ ・ ・ 20
(3)	指定候補決定後の公表	・ ・ ・ ・ 20
12	その他	・ ・ ・ ・ 20
(1)	事業の継続が困難となった場合の措置	・ ・ ・ ・ 20
(2)	課税に関する留意事項	・ ・ ・ ・ 21
(3)	リスク分担に対する指針について	・ ・ ・ ・ 21
13	参考資料	・ ・ ・ ・ 22
14	窓口	・ ・ ・ ・ 22

1 指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の一部改正により創設され、平成15年9月2日から施行されています。

この制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市(以下「市」という。)では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。

2 施設の概要

豊川市総合体育館始め19施設の概要は(別紙1;施設の概要)のとおりです。

豊川市総合体育館、豊川市陸上競技場、豊川市野球場、豊川市弘法山公園野球場、豊川市本野原第一公園広場、豊川市庭球場、豊川地域文化広場庭球場、豊川市プール、豊川市武道館、豊川市一宮体育センター、豊川市上長山庭球場、豊川市東上野球場、豊川市足山田野球場、豊川市農業者トレーニングセンター及び豊川市いこいの広場(以下「豊川市総合体育館始め15体育施設」という。)は、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理運営を行っていますが、平成21年3月31日に指定期間が満了します。

豊川市音羽運動公園、豊川市御津体育館、豊川市御津庭球場及び豊川市御幸浜パターゴルフ場は、現在、スポーツの普及振興を目指し、市民の利用が活性化されるような改善が必要であるため、本施設の管理運営において、コストの削減と市民サービスの向上を図り、民間事業者のノウハウを活かすことができる指定管理者制度を導入することとしました。

3 指定管理者の指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

4 指定管理者の指定

平成20年12月議会での議決を経た後、市長（教育委員会）が指定管理者として指定します。

5 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と平成21年度に係る年度協定を締結します。

なお、年度協定については、毎年度協議を行い締結します。

(2) 協定の締結時期

ア 基本協定については、平成21年3月中旬を予定しています。

イ 年度協定については、平成21年4月1日付けとなります。

(3) 主な協定内容

事業計画書に関する事項

使用料又は利用料金に関する事項

市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項

事業報告に関する事項

指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項

当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項

前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市（教育委員会）と協議し決定することとします。

6 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

豊川市総合体育館条例(平成2年条例第18号)、豊川市総合体育館管理規則(平成2年規則第21号)、豊川市プール条例(昭和42年条例第2号)、豊川市プール管理規則(平成5年規則第59号)、豊川市体育施設条例(昭和32年条例第10号)、豊川市体育施設管理規則(昭和53年規則第9号)、豊川市武道館条例(昭和62年条例第17号)、豊川市武道館管理規則(平成18年規則第76号)、豊川市一宮体育センター条例(平成17年条例第62号)、豊川市一宮体育センター管理規則(平成18年規則第25号)、豊川市農業者トレーニングセンター条例(平成17年条例第65号)、豊川市農業者トレーニングセンター管理規則(平成18年規則第49号)、豊川市いこいの広場条例(平成17年条例第68号)、豊川市いこいの広場管理規則(平成18年規則第27号)、豊川市音羽運動公園条例(平成19年条例第62号)、豊川市音羽運動公園管理規則(平成20年規則第15号)、豊川市御津体育施設条例(平成19年条例第63号)、豊川市御津体育施設管理規則(平成20年規則第16号)並びに豊川市御幸浜パターゴルフ場条例(平成19年条例第64号)及び豊川市御幸浜パターゴルフ場管理規則(平成20年規則第17号)(以下「豊川市総合体育館条例等」という。)に規定するとおりですが、詳細は、別紙「豊川市総合体育館始め19体育施設指定管理仕様書」のとおりです。

(2) 業務の範囲

豊川市総合体育館条例等に規定する業務となりますが、詳細は、別紙「豊川市総合体育館始め19体育施設指定管理仕様書」のとおりです。

(3) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

7 経費に関する事項

(1) 基本方針

指定管理者は、この制度の趣旨に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るために、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の

削減に努める必要があります。

(2) 過去における収支状況

A 豊川市総合体育館始め 15 体育施設の過去 2 年間における現在の指定管理者の収支については以下のとおりです。

詳細については別添「収支状況資料」を参照してください。

平成 18 年度

収入

	内容	金額 (円)
使用料	利用者の受益者負担額 (減免除く)	51,020,117
受託収入	市からの管理委託料	112,499,000
自主事業収入	指定管理者が実施する事業収入	2,996,428
その他	売上収入等	1,606,796
	計	168,122,341

支出

	内容	金額 (円)
人件費	退職引当金含む	97,972,403
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	47,894,672
管理費	清掃費、保守料、委託料、修繕料	10,493,726
	計	156,360,801

平成 19 年度

収入

	内容	金額 (円)
使用料	利用者の受益者負担額 (減免除く)	51,033,537
受託収入	市からの管理委託料	113,557,000
自主事業収入	指定管理者が実施する事業収入	4,376,050
その他	売上収入等	2,306,331
	計	171,272,918

支出

	内容	金額 (円)
人件費	退職引当金含む	102,484,594
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	50,308,880
管理費	清掃費、保守料、委託料、修繕料	8,830,436
	計	161,623,910

B 豊川市音羽運動公園の過去3年間における収支については以下のとおりです。詳細については、別添「収支状況資料」を参照してください。

平成17年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	973,325
その他	売上収入等	0
	計	973,325

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,766,325
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	3,146,303
管理費	修繕料、委託料	3,988,753
	計	10,901,381

平成18年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	1,418,100
その他	売上収入等	0
	計	1,418,100

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,896,504
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	3,287,736
管理費	修繕料、委託料、工事費	10,769,919
	計	17,954,159

平成19年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	1,250,950
その他	売上収入等	30,520
	計	1,281,470

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,977,207
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	3,071,602
管理費	修繕料、委託料、工事費	11,267,065
	計	18,315,874

- C 豊川市御津体育館・豊川市御津庭球場の過去3年間における収支については以下のとおりです。詳細については、別添「収支状況資料」を参照してください。

平成17年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	2,854,890
その他	売上収入等	231,260
	計	3,086,150

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	20,509,052
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	3,641,170
管理費	修繕料、委託料、工事費	18,283,952
	計	42,434,174

平成18年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	2,781,440
その他	売上収入等	222,510
	計	3,003,950

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	19,335,590
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	3,888,582
管理費	修繕料、委託料、工事費	13,429,782
	計	36,653,954

平成19年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	3,081,670
その他	売上収入等	163,429
	計	3,245,099

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	21,149,814
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	4,584,343
管理費	修繕料、委託料、工事費	18,129,485
	計	43,863,642

D 豊川市御幸浜パターゴルフ場の過去3年間における収支については以下のとおりです。詳細については、別添「収支状況資料」を参照してください。

平成17年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	3,505,600
その他	売上収入等	34,366
計		3,539,966

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,743,000
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	1,012,591
管理費	修繕料、委託料	194,155
計		4,949,746

平成18年度

収入

	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	3,850,400
その他	売上収入等	34,709
計		3,885,109

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,758,400
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	992,102
管理費	修繕料、委託料	155,190
計		4,905,692

平成19年度

収入

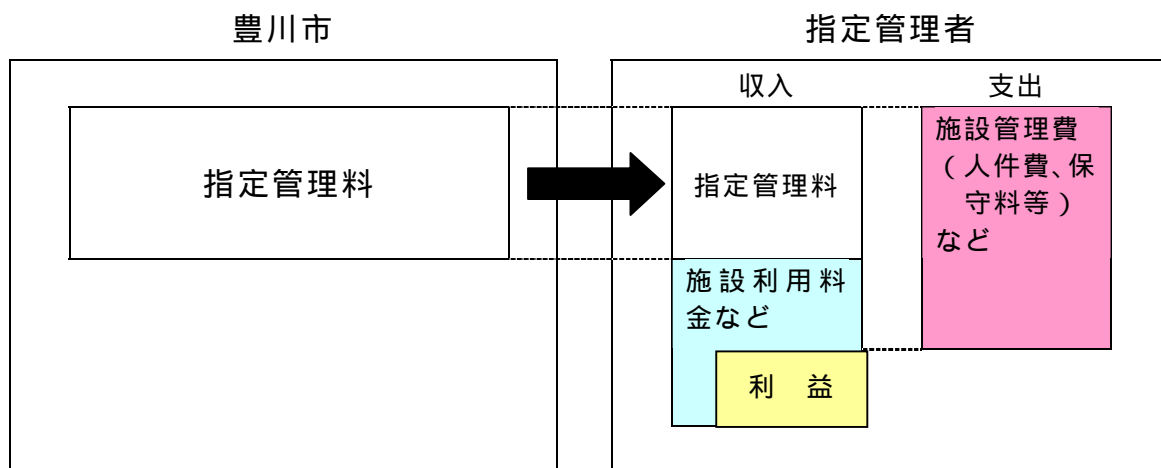
	内容	金額(円)
使用料	利用者の受益者負担額(減免除く)	3,682,550
その他	売上収入等	48,780
計		3,731,330

支出

	内容	金額(円)
人件費	退職引当金含む	3,722,400
事務費	旅費、消耗品費、食料費、光熱水費、印刷製本費等	934,904
管理費	修繕料、委託料	264,130
計		4,921,434

(3) 利用料金制及び指定管理料について

当該施設は、利用料金制を導入し、指定管理者は、条例に定める範囲内で、当該施設の使用料を、市の承認を受けたうえで決定し、自らの収入とすることができるものとします。また、市は、当該施設の施設管理に係る経費として指定管理料を単年度ごとに支払います。



(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの

利用料金収入

指定管理料

指定管理業務に係る費用は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定いたします。

ただし、指定管理料は、137,732千円(消費税及び地方消費税を含む)を超えることはありません。

指定管理料として含まれる経費

- a 人件費
- b 物件費(消耗品費、光熱水費、修繕費等)
- c 事務費(事務用品等の消耗品費、印刷製本費等)
- d 運営費(事業運営費等)

指定管理料の算定方法の詳細は、協定で定めます。

自主事業による収入

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げ

ない範囲において、自己の責任と費用により、自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を行うことにより収入を得ることができません。ただし、自主事業を実施する場合には、市長（教育委員会）に対して事業計画書を提出し、事前に承諾を受ける必要があります。

（５）管理運営経費について

管理運営については、別添にあります「管理運営経費分担表」に基づき、指定管理者が担う経費については原則として上記収入の中から支払うこととなります。

修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替え、家屋等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

見積金額が1件30万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。

なお、見積金額が1件30万円以上の修繕が発生した場合は市が経費を負担します。また、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。その場合、修繕を行ったときは、修繕に関しての日時、内容（修繕箇所位置図等明細）及び金額について書面で報告してください。

備品の購入について

備品とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、性質形状を変えずに長く使用し、かつ保存できる物品で、本市では、購入価格が1万円以上（図書については5千円以上）の物品を指します。

見積金額が30万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が1件30万円以上で、市が必要と認める備品購入については市が経費を負担します。

また、備品の購入にあたっては、あらかじめ市の承認を得ることとします。

（６）減免について

豊川市体育施設使用料減免取扱要綱（平成20年1月15日施行）の規

定に基づき行われる減免について、市はその相当金額を原則としては補填しません。

(7) 支払時期及び方法について

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については別途協定書で定めます。

(8) 管理口座

指定管理料及びその他の収入は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

8 応募資格

(1) 基本事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体(以下「法人等」という。)とし、個人での応募は受けません。また、法人等の職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施にあたり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければなりません。

(2) 複数の団体により構成されるグループ(以下「グループ応募」という。)による応募について

単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループ応募してください。その場合には、代表団体を定めてください。

(3) 欠格事項

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する法人等

市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等

市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6ヶ月を経過しない法人等

税(国税、愛知県税、豊川市税、消費税又は地方消費税)を滞納している法人等

法人等の代表者が税を滞納している法人等

応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等

手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等

差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等

破産、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申立て(債権者が申し立てを行った場合を除く。次号においても同じ。)がなされた法人等

会社更生又は民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等

次に掲げるものが、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役その他これらに準ずべき者、支配人及び清算人に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等

ア 市選定委員会の委員

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者)

ウ 市議会議員、市長、副市長及び市の委員会の委員又は委員

本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等

9 申請等手続きについて

(1) スケジュール

と き	内 容
平成20年6月2日～6月24日	公募要領の配布期間
平成20年6月2日	第1回質問書の受付開始
平成20年6月16日	第1回質問書の提出期限
平成20年6月27日	第1回質問書の回答
平成20年6月24日	公募（現場）説明会参加申込期限
平成20年6月27日	公募（現場）説明会
平成20年6月27日	第2回質問書の受付開始
平成20年7月4日	第2回質問書の提出期限
平成20年7月14日	第2回質問書の回答
平成20年7月15日～7月31日	提出書類受付期間
平成20年8月上旬～9月中旬	作業部会による資格審査及び選定資料作成
平成20年9月下旬～10月中旬	選定委員会の審査による指定管理者候補者の決定
平成20年10月下旬	選定結果の公表
平成20年10月下旬	指定管理者内定通知交付
平成20年12月議会	指定管理者の指定議決
平成21年1月～3月	協議
平成21年3月中旬	協定締結
平成21年4月1日	指定管理者による管理運営開始

(2) 公募要領等の配付

配付期間

平成20年6月2日から6月24日まで

（窓口配付及び郵送請求の場合、休日は除く。）

配付方法

次の方法で配付します。

ア 窓口で直接配付

配付時間は、8時30分から17時15分まで

イ 市ホームページからのダウンロード

ウ 郵送請求（返信用封筒角2型、切手390円を同封のこと）

郵送請求の場合は、配達記録又は書留によること。

平成20年6月24日必着

配付資料

	配付資料	様式等
ア	公募要領	
イ	施設概要書及び施設平面図	
ウ	仕様書	

エ	指定申請書	様式第1号
オ	共同事業体構成員表	様式第2号
カ	委任状	様式第3号
キ	事業計画書	様式第4号
ク	収支予算書	様式第5号
ケ	質問書	様式第6号
コ	その他申請に係る様式	
サ	説明会参加申込書	

(3) 公募(現場)説明会

応募方法、提案書類、指定管理業務、現場状況等について説明会を開催します。

説明会への参加方法

平成20年6月24日までに「説明会参加申込書」を豊川市教育委員会市民体育課(音羽庁舎2階)までご提出ください。(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)

提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出受付時間は8時30分から17時15分まで

イ 電子メール

ウ 郵送提出

郵送提出の場合は、配達記録又は書留によること。

平成20年6月24日必着

日時 平成20年6月27日 午後1時30分から午後5時を予定

場所 豊川市総合体育館 ミーティング室2

その他

ア 参加人数は、1法人等2名までとします。

イ あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会の参加を断る場合があります。

ウ 説明会への出席は、必須とします。

(4) 質問について

第1回質問について

ア 受付開始日 平成20年6月2日

- イ 提出期限 平成20年6月16日
(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)
- ウ 回答(期限)予定日 平成20年6月27日
- エ 提出書類 様式第9号による第1回質問票
- オ 提出方法
- a 窓口へ直接持参 提出受付時間は8時30分から17時15分まで
 - b 電子メール
 - c 郵送提出 郵送提出の場合は、配達記録又は書留によること。
平成20年6月16日必着

カ 質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

- a 市職員等のプライバシーに関すること。
 - b 他の応募団体の応募に関すること。
 - c その他回答することが適当でないと市が判断すること。
- キ その他
- a 口頭による質問は受け付けません。
 - b 質問によっては、回答(期限)予定日前に、ホームページの「公募のお知らせ」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。
 - c 全ての質問及び回答は、説明会参加法人等全員に、回答予定日に文書により送付します。

第2回質問について

- ア 受付開始日 平成20年6月27日
- イ 提出期限 平成20年7月4日
(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)
- ウ 回答(期限)予定日 平成20年7月14日
- エ その他の事項については、第1回質問と同様です。

(5) 応募に係る提出書類等

提出期限 平成 2 0 年 7 月 3 1 日 1 7 時 1 5 分まで

(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)

提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出受付時間は 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで

イ 郵送提出

郵送提出の場合は、配達記録又は書留によること。

平成 2 0 年 7 月 3 1 日必着

提出書類 (: 必須書類 : 該当法人等のみ)

書類 番号	提出書類	提出媒体		様式等
		紙	データ ディスク	
1	指定申請書			様式第 1 号
2	応募資格を有していることを証する書類			
3	共同事業体構成員表			様式第 2 号
4	委任状			様式第 3 号
5	証明資料(S P C の実現性を証明する資料)			
6	事業計画書 (1) 事業の遂行能力 (2) 管理運営の基本コンセプト (3) 収支計画 (4) 施設管理・経営管理計画 (5) 維持管理計画 (6) 自主事業計画			様式第 4 号
7	収支予算書			様式第 5 号
8	法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務の状況を明らかにすることができる書類 ・ 貸借対照表(直近 3 年分) ・ 損益計算書(直近 3 年分) ・ 収支計算書(直近 3 年分) ・ 財産目録			写可
9	経営規模等総括表			様式第 7 号
10	法人 ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・ 登記簿謄本 法人以外 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類			写可
11	納税証明書			完納証明書：原本 納税証明書：写可
12	印鑑証明書			原本
13	業務経歴書			様式第 8 号

14		技術者経歴書			様式第9号
15		特記事項書			様式第10号

提出部数 原本1部 写し10部

提出先

豊川市音羽庁舎2階（豊川市赤坂町松本250番地）

豊川市教育委員会市民体育課市民体育係

その他

ア 提出書類は、原則としてA4版とし、縦型左綴じで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックスで、書類名を示してください。

なお、「事業計画書」及び「収支予算書」については同時に「データディスク」を提出してください。

イ 応募提案書類においては、通称、ロゴマーク等の使用はしないでください。

ウ 提出後に法人名称、所在地その他申請書記載事項に変更を生じた場合は、変更届により、すみやかに市に届出してください。

（6）応募にあたっての留意点

使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

共同事業体による応募

共同事業体を結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該共同事業体の代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体すべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能にすることもあります。

選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為は除く。）を禁じます。接触事実が認められた場合は候補者予定者から除く

ことがあります。

記名押印のない書類による応募については、応募を無効とします。

同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が同一施設について複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数の共同事業体に加わることもできないこととします。

著しく信義に反する行為があった応募については無効とします。

応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出された書類は、指定管理者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

ウ 指定管理者の決定までの間、市は指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

指定管理者の決定後、市は選定された候補者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 応募に当たって提出した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更は認めません。

特許権等

申請に当たって、第三者の保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される権利の対象となっている方法、製品その他の権利物件を使用した結果生じた一切の責任は申請団体が負うものとします。

虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式第11号）を提出してください。

応募に係る情報について

応募のための説明会、現地見学会等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10 選定方法及び選定基準

（1）選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、候補者を選定します。

（2）作業部会による審査

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」第7条に基づく「作業部会」を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を実施します。

（3）選定委員会の設置

「豊川市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき豊川市指定管理者選定委員会を設置し、選定基準に基づく審査及び候補者の選定を実施します。

（4）選定基準並びに予定審査項目及び配点

事業の遂行能力

団体の基礎的な能力や安定性について判断します。

予定審査項目	配点
安定的な管理運営を行う体制	20

管理運営の基本コンセプト

管理運営の基本的な考え方や目的実現性等について判断します。

予定審査項目	配点
指定管理者による管理運営の基本的考え方	10

収支計画

効率的・弾力的な運営に努め、管理経費の縮減に関する考え方について判断します。

予定審査項目	配点
支出見積もりの妥当性	10
収入見込みの妥当性・安定性	10

施設管理・経営管理計画

市民サービスの向上、利用者に対する考え方や施設の有効的な利用方法等について判断します。

予定審査項目	配点
施設管理体制・全般に対する考え方	20

維持管理計画

施設の安定的かつ適正な維持管理についての考え方について判断します。

予定審査項目	配点
維持管理体制・全般に対する考え方	20

自主事業計画

魅力ある自主事業の実施について判断します。

予定審査項目	配点
自主事業の企画	10

なお、審査項目に対する得点の合計値を総合評価値とし、総合評価値が満点の半分（100点の場合50点）以上の得点を得、かつ、全ての審査項目の評価が一定水準を満たしている応募者を候補者として選定し、総合評価値が最も高い候補者を第一候補者として選定します。

(5) 選定のスケジュール

次のとおり指定管理者の候補者を決定します。

日時、選定方法等については後日正式に決定します。

作業部会による審査

ア 審査予定期間 平成20年8月上旬から9月中旬

イ 選外決定通知日 平成20年9月下旬

選外決定通知は対象者のみ通知します。

選定委員会による審査

- ア 開催日 平成20年9月下旬から10月中旬
- イ 審査方法 選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。
- ウ 選定内容
選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。
- エ 選定結果の通知
 - a 通知日 平成20年10月下旬
 - b 審査対象者全員に、選定結果を郵送します。

11 公募に係る公表について

(1) 応募受付中の公表

原則として行いません。

ただし、説明会参加団体数、応募団体数など応募に係る統計的な数については公表することもあります。

(2) 応募締切後の公表

必要に応じて公表します。

(3) 指定候補決定後の公表

審査結果内容について公表します。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議

するものとしします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとしします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとしします。

(2) 課税に関する留意事項

公の施設を事務所とし、従業員を配置していただきますので、法人市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性があります。詳細につきましては市役所市民税課及び資産税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(3) リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更		
事業の中止・延期	市の指示によるもの		
	指定管理者の事業放棄・破綻		
不可抗力	天災・暴動等による履行不能		
	天候による履行不能		
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(市が取得するもの)		
	上記以外の場合		
計画変更	市による事業内容の変更等		
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		
需要変動	実施条件を超える需要変動		
	上記以外の場合		
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合(指定管理料を減額する場合がある。)		

施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による利用者への損害(不適切な施設管理による利用者のけが等)		
	上記以外の場合		
第三者等への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設運営上の周辺住民等への損害(騒音、振動、臭気等)		
	上記以外の場合		

13 参考資料

応募にあたり、次の資料についてはホームページや窓口において配付いたしますのでご活用ください。

- (1) 関係法令
- (2) 施設図面
- (3) 利用統計資料
- (4) 収支状況資料
- (5) 仕様書
- (6) 管理運営経費分担表

14 窓口

豊川市教育委員会市民体育課

〒441 - 0292 豊川市赤坂町松本 2 5 0 番地

0533 - 88 - 8036 Fax 0533 - 88 - 8038

E-mail taiiku@city.toyokawa.lg.jp

担当者 さかた 坂田・こいたばし 小坂橋

(別紙 1) 施設の概要

(1) 豊川市総合体育館

所在地	豊川市諏訪三丁目 2 4 6 番地
施設規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階、塔屋 2 階
施設面積	敷地面積：7,875.0 m ² 延床面積：7,506.0 m ²
竣工年月	平成 2 年 5 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーン・アリーナ (1 階) : 1,810 m² ・ トレーニング室 (1 階) : 316 m² ・ レク・アリーナ (1 階) : 219 m² ・ サブ・アリーナ (3 階) : 846 m² ・ ミーティング室 1・2 ・ 駐車場 (台数 ; 90 台)

(2) 豊川市プール

所在地	豊川市金屋西町三丁目 1 6 番地の 2
施設面積	9,296.0 m ²
最終改装年月	平成 5 年 7 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50m プール (9 コース) ・ 25m プール (10 コース) ・ ファミリープール、幼児用プール ・ 滝・せせらぎの浅瀬・幅広滑り台 ・ ウォータースライダー (全長 100m ・ 高さ 12m) 管理棟 1 階 事務所、男女更衣室 (各 1,000 人)、男女便所、医務室、放送室、倉庫、消毒槽、シャワー 2 階 会議室、休憩所、男女便所、バルコニー

(3) 豊川市野球場

所在地	豊川市諏訪一丁目 7 9 番地
施設面積	1 5 , 2 4 4 . 0 m ²
改装年月	昭和 5 4 年 3 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ グラウンドの大きさ 左右両翼 9 1 . 6 m 中堅 1 1 6 . 0 m・ グラウンドの形状 扇型・ 施設 ナイター設備、バックネット、ダックアウト、バックスクリーン、スコアボード、防球ネット・ 管理棟 事務室、炊事場、会議室、トイレ、放送室・ 観覧席 コンクリートスタンド 1 , 0 0 0 人収容、芝生スタンド 1 , 2 0 0 人収容・ ナイター照明 (4 基)

(4) 豊川市陸上競技場

所在地	豊川市諏訪一丁目 8 0 番地
施設面積	2 4 , 4 1 6 . 7 m ²
竣工年月	昭和 5 3 年 1 0 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ トラック 1 周 4 0 0 m (8 コース)・ フィールド 走幅跳、走高跳等・ 管理棟 <p>1 階 事務室、放送室、倉庫、トイレ、ロッカールーム</p> <p>2 階 談話室、電気室、スタンド (7 2 0 人収容)</p>

(5) 豊川市庭球場

所在地	豊川市諏訪一丁目 8 0 番地
施設面積	6 , 3 6 0 . 6 m ²
改装年月	昭和 5 4 年 3 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ クレーコート (8 面)・ 役員席 (2 0 人収容)・ コンクリートスタンド (4 8 0 人収容)・ 硬式・軟式共用・ ナイター照明 (9 基)

(6) 豊川地域文化広場庭球場

所在地	豊川市桜ヶ丘町 7 9 番地の 2
施設面積	2 , 2 6 3 . 3 m ²
改装年月	昭和 5 8 年 3 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ ハードコート (3 面)・ ナイター照明 (1 4 基)

(7) 弘法山公園野球場

所在地	豊川市国府町岡本 1 0 6 番地の 2
施設面積	6 , 4 8 0 . 0 m ²
開設年月	昭和 5 4 年 9 月
施設内容	ナイター照明 (4 基)

(8) 本野原第一公園広場

所在地	豊川市本野ヶ原三丁目 5 9 番地
施設面積	8 , 6 6 9 . 0 m ²
開設年月	昭和 5 5 年 9 月
施設内容	ナイター照明 (4 基)

(9) 豊川市武道館

所在地	豊川市八幡町弥五郎 1 0 5 番地
施設規模	鉄骨及び鉄筋コンクリート造平家建 一部二階建
竣工年月	昭和 6 2 年 3 月
施設面積	敷地面積 ; 1 0 , 1 9 4 . 0 3 m ² 延床面積 ; 3 , 5 2 4 . 5 m ²
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナ : 1 , 0 8 0 m² ・ 柔道場 : 3 面 ・ 弓道場 : 6 1 3 . 8 4 m² 近的 1 2 立 ・ ミーティング室 ・ 駐車場

(10) 豊川市農業者トレーニングセンター

所在地	豊川市一宮町豊 1 番地
施設規模	鉄筋コンクリート 2 階建 (アリーナ平屋建)
施設面積	1 , 9 8 9 . m ² (内 3 m ² はプロパン庫)
総建築面積	
延床面積	7 , 5 0 6 . 0 m ²
竣工年月	昭和 5 9 年 3 月 (管理棟) 昭和 6 0 年 2 月 (アリーナ)
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務室 (1 階) : 1 4 . 9 7 m² ・ 営農相談室 (1 階) : 3 0 . 8 0 m² ・ 和室 (1 階) : 3 8 . 8 8 m² ・ 料理実習室 (1 階) : 6 8 . 0 0 m² ・ 会議室 (2 階) : 1 0 0 . 7 3 m² ・ 農事研修室 (2 階) : 5 4 . 6 0 m² ・ 視聴覚室 (2 階) : 1 0 8 . 0 0 m² ・ アリーナ : 1 , 0 2 1 . 0 0 m²

(11) 豊川市一宮体育センター

所在地	豊川市一宮町上新切 3 3 番地 2 5 9
構造	鉄筋造平屋建
竣工年月	昭和 5 8 年 3 月
施設面積	敷地面積： 1 , 3 6 6 . 3 7 m ² 建築面積： 9 0 6 . 1 3 m ² 延床面積： 7 9 9 . 2 6 m ²
施設内容	・ 体育室： 6 2 7 . 8 0 m ² ・ 男女便所、男女更衣室 ・ 事務室、駐車場

(12) 豊川市上長山庭球場

所在地	豊川市上長山町下三手川 4 8 番地 1
施設面積	2 , 9 0 7 m ²
改装年月	平成 1 6 年 9 月
施設内容	・ コート (4 面) ・ 硬式・軟式共用 ・ ナイター照明 (5 基) ・ 倉庫 2

(13) 豊川市東上野球場

所在地	豊川市東上町炭焼 9 番地 3
施設面積	1 6 , 9 3 7 . 4 8 m ² (借地)
改装年月	昭和 5 4 年 3 月
施設内容	・ グラウンドの大きさ右両翼 8 6 m 左翼 1 0 0 m 中堅 8 2 . 0 m ・ 施設ナイター設備、バックネット、ダックアウト、 ・ バックスクリーン、スコアボード、防球ネット ・ ナイター照明 (4 基)

(14) 豊川市足山田野球場

所在地	豊川市足山田町滝場 3 3 番地
施設面積	7,569.30 m ² (借地)
改装年月	昭和 53 年 3 月
施設内容	・バックネット、スコアボード

(15) 豊川市いこいの広場

所在地	豊川市江島町地内
施設面積	約 8.7 ha
施工期間	平成 4 年度～平成 5 年度
施設内容	・管理用道路・園路： 2,124 m ² ・多目的広場： 3,938 m ² ・ゲートボール場 6 面： 4,501 m ² ・パターゴルフ場 18 H： 2,445 m ² ・砂場 1ヶ所： 1,392 m ² ・野球場・ソフトボール場： 17,700 m ² ・休憩所・簡易便所・水飲み施設・花畑

(16) 豊川市音羽運動公園

所在地	豊川市萩町口猿田 1 番地
施設面積	7.3 ha
開園年月日	平成 4 年 5 月 1 日
施設内容	・管理棟 1 棟鉄骨平屋建て ・多目的広場 サッカー 1 面、野球 2 面、ソフトボール 2 面 ・弓道場 遠的場： 3 人立て ・テニスコート 4 面 (砂入り人工芝) ・キャンプ場 1,800 m ² もくもくハウス・炊事場・木製遊具

(17、18) 豊川市御津体育館及び豊川市御津庭球場

所在地	豊川市御津町広石日暮 148 番地・157 番地
構造	鉄骨コンクリート 2 階建て
竣工年月	昭和 5 8 年 1 2 月
施設面積	・御津体育館： 延床面積：4,335.72 m ² メイン：1,564 m ² 、サブ：580 m ²
施設内容	・御津体育館 バレー4面、バスケット2面、バトミントン9面 弓道場 近的5人立て（照明設備あり） 多目的ルーム 第1会議室：30人用、第2会議室：10人用 ・御津庭球場 テニスコート2面（砂入り人工芝）

(19) 豊川市御幸浜パターゴルフ場

所在地	豊川市御津町御幸浜一号地 1 番地 2 8
施設面積	3,974.26 m ²
開園年月日	平成元年 4 月
施設内容	コース 18ホール、パー72 自然芝（姫高麗芝） 利用所要時間 1時間